

第7期（平成30～32年度）
（2018～2020年度）
地域密着型サービス事業者公募要項

平成30年4月

（平成31年4月改正）

沖縄県介護保険広域連合

沖縄県介護保険広域連合 地域密着型サービス事業者公募要項

1 公募の趣旨

沖縄県介護保険広域連合では、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、第7期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の開設等を希望する事業者を募集し、計画的に整備します。

そこで、質の高いサービスの提供を目的とし、その継続性・公平性を確保し、これにふさわしいサービス提供事業者を選定するため、公募を行うものです。

2 地域密着型サービス事業者公募の概要（地域密着型通所介護除く）

第7期介護保険事業計画により次の「地域密着型サービス基盤整備一覧表」に基づき、地域密着型サービス事業者を公募していきます。

○ 地域密着型サービス基盤整備一覧表

名称	市町村	募集年度	事業所数	定員数	開所時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	—
計			0	0	
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—
計			0	0	
小規模多機能型居宅介護	本部町	平成30年度	0	4	平成30年度
	西原町	平成30年度	1	29	平成30年度
	座間味村	平成30年度	0	2	平成30年度
計			1	35	
看護小規模多機能型居宅介護	北中城村	平成30年度	1	25	平成31年度
	金武町	平成31年度	1	29	平成32年度
計			2	54	
認知症対応型通所介護	今帰仁村	平成30年度	1	3	平成30年度
	本部町	平成30年度	1	3	平成30年度
計			2	6	
認知症対応型共同生活介護	国頭村	平成31年度	1	9	平成32年度
	北中城村	平成31年度	1	9	平成32年度
計			2	18	
地域密着型特定施設入居者生活介護	八重瀬町	平成30年度	1	18	平成30年度
	南城市	平成30年度	1	29	平成31年度
計			2	47	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	—	—	—
計			0	0	

※募集年度及び開所時期は予定であり、変更になる場合があります。

※市町村によっては公募条件を設定する場合があります。

※第7期計画中に、仮指定の辞退や廃止の届出がなされた場合には、追加公募を行う場合があります。

3 地域密着型通所介護事業者公募の概要

地域密着型通所介護事業者の公募については、開所予定市町村に小規模多機能型居宅介護事業所等（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）が開所されている場合又は当該年度中の開所が予定されている場合であって、第7期介護保険事業計画の地域密着型通所介護見込量を超えない範囲で公募を行います。なお、既に見込量に達している場合又は新たに指定することにより見込量を超えることが想定される場合の公募は行いません。

小規模多機能型居宅介護事業所等の設置がない又は予定されていない構成市町村内において新たに地域密着型通所介護事業所を開所したい事業者については、広域連合へ事前協議のうえ申請を行ってください。

4 応募資格

応募者は次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 法人格を有し（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること）、事業主体及び法人の役員が介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集サービス事業の運営を直接行う事業所であること。（サービス運営の委託は認めない。）
- (3) 現に介護保険サービス事業を運営していること又は開所予定の事業所に経験を持つ職員を配置し職員育成を確実に行う予定であること等、事業を円滑に実施する能力があること。
- (4) 事業所は、事業を長期間継続して確実に遂行できる経営基盤が整っており、社会的信用のある経営主体であること。
- (5) 地域住民（自治会等）や近隣住民から事業所の開設について理解を得られる者であること。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第3号）第3条の規定により、法人である者とし、当該法人の代表者、役員等もしくは事業所を管理する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者でないこと。

5 施設整備及び運営に関する基本的事項

- (1) 介護保険法及び沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）等の規定に則していること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第210号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令の基準を遵守していること。防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所管消防機関と協議し、その指示に従うこと。スプリンクラーについては、消防法等関係法令で必要とされていない場合であっても、極

力設置するよう努めること。

6 公募時期および受付期間

事業開始の1年前を目処に、原則、年3回公募します。

公募及び選定スケジュールは、以下のとおり予定しています。

(1) 公募時期

平成30年度から平成32年度中の5月・9月・1月

(2) 公募の方法

沖縄県介護保険広域連合のホームページに掲載

(3) 受付期間

公募から約2週間の期間で、受付期間終了日内必着とします。また、提出は郵送でも構いません。

来庁での受付は期間中の土日祝日及び昼食時間を除く午前9時00分～午後4時30分。事前に電話で日程調整の上、ご来庁するようお願いいたします。

(4) 提出先

〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村字比謝砦 55 番地 比謝砦複合施設 2階
沖縄県介護保険広域連合 業務課 指導係 地域密着型サービス担当
TEL 098-911-7502 / FAX 098-911-7506

7 応募等の手続き

応募しようとする事業者（運営法人）は、沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成20年訓令第6号）第3条に規定する関係書類を提出してください。当該関係書類については、沖縄県介護保険広域連合ホームページに掲載します。

8 留意事項

- (1) 応募を行う前に「沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）」及び「沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2-1号）」並びに「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）」を確認し、基準を遵守した上での事業実施が可能かどうか十分検討した上で、応募手続きを行って下さい。
- (2) 応募者は、応募書類の提出をもって公募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (3) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- (4) 応募書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 応募に必要な書類等の資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。

- (6) 関係書類等に虚偽の記載があった場合には、選考を取り消す場合があります。
- (7) 今回の選定結果は、指定を確定するものではありません。事業所の指定には、事業開始前に指定申請書の提出が必要であり、指定に係る審査において、指定基準、運営基準等を満たさない場合は指定できません。
- (8) 選定の結果については、仮指定の可否を問わず応募者全員に通知します。

9 その他

- (1) 応募後、選考までに、やむを得ない理由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- (2) 選定後に辞退することは、構成市町村および当広域連合の計画全体に大きな支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込をもって応募してください。
- (3) 広域連合が定める期日までに指定の申請がないときは、仮指定を辞退したとみなす場合があります。指定申請までの具体的な計画を立てて応募してください。